

全国的に新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、感染した人やその家族、その属する施設・機関の人に対する誤解や偏見に基づくひぼう中傷などが社会問題となつていきます。

長門市としても、こうした行為を「決してあってはならないもの」「許されないもの」という考えに立ち、市民、事業者および市が一丸となり、人権が尊重された心豊かな地域社会が実現できるよう、県内初となる条例を制定しました。

【条例の基本理念】

- ・ 感染症の患者などの人権を最大限に尊重することとします
- ・ 感染していること、感染しているおそれがあることまたは感染していたことを理由として、不当な差別、偏見、ひぼう中傷などで人権を侵害してはいけません

【市の責務】

- ・ 国および他の地方公共団体と連携し、感染症に関する情報の収集および整理に努めます
- ・ 教育活動や広報活動を通じて、感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます

【市民の役割】

- ・ 条例の基本理念を理解し、感染症に関する正しい知識を持つよう努めましょう
- ・ 感染症の患者などの人権を侵害することがないよう十分な配慮に努めましょう

【事業者の役割】

- ・ 条例の基本理念を理解し、感染症に関する正しい知識を持ち、従業員教育を進めるよう努めましょう
- ・ 事業活動を行う上で、感染症の患者などの人権を侵害することがないよう十分な配慮に努めましょう

根拠のない噂による差別やひぼう中傷はやめましょう



感染症の治療や対応に関わる人への差別はやめましょう



事業活動を行う上で不当な差別はやめましょう



インターネットやSNSでの差別・ひぼう中傷はやめましょう



一人ひとりが当事者意識をもち、思いやりをもって接しましょう



新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口

【長門市】

市民活動推進課人権推進室
時間 平日 8:30～17:15
方法 来所（要予約）または電話
Tel 23-1299
Mail soudan@city.nagato.lg.jp

【法務省】

みんなの人権 110番
時間 平日 8:30～17:15
Tel 0570-003-110
最寄りの法務局につながります
法務省インターネット
人権相談窓口

